

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 101 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

第10条各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、条例第4条第1項第2号に規定する別に定める額は、前項の規定により算定した額から当該各号に掲げる額を控除した額とする。

第10条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第4条第1項第2号に規定する別に定める額は、同号に規定する医療に要する費用の額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（当該額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 100分の10

(2) 対象者について高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の適用があった場合における同項第2号に該当する者 100分の30

第10条の2各号列記以外の部分中「から薬局を除いたもの」を削り、同条第2号中「であつて、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として別に定めるもの」を削る。

第10条の3第3項中「前条第1号ア又はイ」を「前条」に改める。

第7号様式（裏面）注意事項2中「入院するときに」を「おいて診療を受ける場合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市老人医療費支給条例施行規則の規定は、平成24年4月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療

費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)